

市民活動センター団体登録について

1. 団体登録基準

関市内を活動拠点とし、営利を目的としない公益的・社会的な活動を継続的に行っている民間のNPO・NGO・市民活動団体・ボランティア団体。活動の分野、組織の規模、法人格の有無などは問わない。

2. 運営団体が以下のいずれかに該当しないこと

- ・ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの。
- ・ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの。また、特定の公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの。
- ・ 暴力団もしくはその構成員の統制の下にあるもの。
- ・ その他法令、公序良俗に違反する行いがあるもの。
- ・ 関市では、構成員が3名以上の場合を団体とする

3. 登録情報について

団体登録には別紙「関市市民活動センター 団体登録書」を記入いただき、当センターまで提出してください。登録情報については、当センターホームページにて公開させていただきます。

登録情報に変更があった場合は、速やかに当センターまでご連絡ください。

2年間登録情報の更新(※)が無かった場合は、登録情報を削除させていただきますので、予めご了承ください。 ※登録情報に変更がない場合もその旨ご連絡ください。

団体登録のメリット

- ① コピーサービス（通常価格：白黒 10 円、カラー50 円）が半額に！
- ② 紙折り機の利用（無料）
- ③ PC 利用（office ソフト使用可能）
- ④ ラミネートサービス（1 枚 30 円）
- ⑤ プロジェクター・スクリーンの無料貸し出し
- ⑥ 簡易ミーティングスペース（8 名程度）の無料利用
- ⑦ 大判プリンター（通常価格：A2「400 円」、A1「800 円」）が半額に！
- ⑧ おどろ木（チラシ持参で市内 10 か所の公共施設に配布）

NPO 広報のワンストップサービス『おどろ木』チラシ配布判断基準

1. 関市市民活動センターへの登録団体であること
2. 関市内の市民活動、市民活動団体であること
3. 関市民が参加できる範囲の地域のイベントであること
4. イベント・セミナー等の配布期限のあるチラシであること
5. 政治・宗教に関するものではないこと
6. 公序良俗に反するものではないこと
7. その他関市市民活動センター事務局において、「おどろ木」の趣旨に適合している
と認められるもの